



令和3年度医師修学資金貸与

町内の地域医療を担う人材の育成と確保を図るため、医学を履修する町内外の学生に修学資金を貸与します。

●対象者 次のいずれにも該当する方

- (1) 学校教育法第1条に規定する大学の医学を履修する課程に在学する方（入学予定の方を含む。）
- (2) 将来、医師として町内の医療機関に勤務する意思を有する方
- (3) 他の修学資金、その他これに準ずる資金の貸与を受けていない方

●貸与額 月額40万円

入学金相当額（上限300万円） ※入学金相当額は、入学初年度のみ貸与

●貸与期間 正規の修学期間内（貸与契約に定めた月から大学卒業月まで）

●定員 1人 ※希望者が多数の場合は、選考があります。

●返還債務の免除

大学卒業後2年以内に医師免許を取得し、臨床研修又は専門研修終了後、直ちに大子町内の医療機関に常勤医師として業務に従事し、その期間が修学資金の貸与期間に達したときは、返還債務を免除します。

●申込み 12月28日（火）までに健康増進課（保健センター内）へお申し込みください。

問合せ 健康増進課 TEL 72-6611

令和3年度就学援助申請のお知らせ

町では、経済的な理由により就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対し、学校で必要となる費用の一部を支援する就学援助を行っています。就学援助を希望する方は、次のとおり手続きをお願いします。

●就学援助の対象となる方

大子町立小中学校に在学する児童生徒の保護者（大子町在住）で、次のいずれかに該当する方

- (1) 生活保護法の適用を受けている。
- (2) 町民税が非課税又は減免されている。
- (3) 個人の事業税が減免されている。
- (4) 固定資産税が減免されている。
- (5) 国民年金の掛金が減免されている。
- (6) 国民健康保険税の減免又は徴収の猶予を受けている。
- (7) 児童扶養手当法第4条に基づく児童扶養手当の支給を受けている。
- (8) 生活福祉資金の貸付けを受けている。
- (9) 失業対策事業適格者手帳を有する日雇労働者又は公共職業安定所登録日雇労働者である。

●受付期間 4月1日（木）～4月13日（火）8：30～17：15（土・日曜日を除く。）

●提出先 中央公民館 2階 教育委員会事務局学校教育担当、各小中学校

●申請に必要なもの

申請書、証明書類（対象となる事実を確認できる証明書等の写し）

※申請書は、町ホームページでダウンロードできます。また、在学中の小中学校、教育委員会事務局学校教育担当でも受け取ることができます。

●世帯の所得調査について

就学援助の申請においては、個人番号（マイナンバー）を利用し、所得を証明する書類等の提出を省略することが可能です。町県民税の申告をしていない世帯については、税額等の確認が取れず、就学援助認定を行うことができませんので、申請前に申告を済ませてください。

問合せ 教育委員会事務局学校教育担当 TEL 79-0170

高齢者の見守りサービスに係る実証試験の実施について

町では、高齢者の見守りサービスの実施体制について見直し、よりよいサービスの提供を図るため、新たなサービスの導入を検討しています。ついては、次のとおり実証試験を行いますので、興味がある方、利用してみたい方は、ぜひお申し込みください。

●対象者

町内在住の一人暮らし高齢者又は高齢者のみの世帯の方、日中一人で過ごすことが多い高齢者

●申込要件

- (1) 見守る側（家族）と見守られる側（高齢者）の双方が実証試験の実施について同意していること。
- (2) 原則、実証試験の期間終了まで実施すること。
- (3) 費用を要する場合、当該費用について負担すること。
- (4) 町及び各サービス提供会社が行うアンケート等に協力すること。

●サービスの種類

▽タピア（家庭用見守り会話ロボット）

・サービスの内容

ロボットを高齢者宅に設置し、会話をしたり、天気予報やニュースを見たりすることができます。家族は、スマホのアプリで高齢者とテレビ電話等を行うことができます。

- ・期 間 令和3年4月下旬から3か月程度
- ・費 用 無料（インターネット環境が必要ですが、ない方には、無料で通信機器を貸与します。）

・募集定員 10人程度

・利用を推奨する方

高齢者：おしゃべりや機械の操作が好きな方

家 族：映像で様子を確認したい方、高齢者とコミュニケーションをとりたい方



▽LASHIC（ラシク）（在宅見守りセンサー）

・サービスの内容

センサーを高齢者宅に設置し、家族が活動状況や室内の状況をリアルタイムで確認することができるほか、ベッド等に寝ているときは、心拍数等のデータを確認することができます。

- ・期 間 令和3年5月上旬から1、2か月程度
- ・費 用 無料（Wi-Fi環境が必要ですが、ない方には無料で通信機器を貸与します。）

・募集定員 10人程度

・利用を推奨する方

高齢者：自分の状況について、家族に把握してもらいたい方

家 族：高齢者の活動状況や部屋の状況等、様々な情報を把握したい方



▽見守り看護師さん（仮称）（難聴者対応遠隔見守り看護）

・サービスの概要

ロボットとセンサーを高齢者宅に設置し、ロボットが高齢者の呼びかけに反応し、看護師にテレビ電話をつなぎます。また、センサーを通して看護師が心拍数等のデータを確認し、異常を感知した場合は、高齢者及び家族へ連絡します。家族は、スマホのアプリで高齢者とテレビ電話等を行うことができます。

- ・期 間 令和3年5月頃から6か月程度
- ・費 用 要介護認定者で福祉用具レンタルとして使用する場合：月額約39,500円
全額自費の場合：月額約51,500円
(Wi-Fi環境がない場合は、それぞれ月額5,500円の通信費が追加されます。)

・募集定員 10人程度

・利用を推奨する方

高齢者：身体が悪く、医療面に不安があるが、在宅での生活を希望する方

家 族：高齢者の在宅生活をサポートしたい方、自身で高齢者の見守りを行うことが難しい方



●申込み

福祉課窓口へ備え付けてある申込書に必要事項を記入し、4月23日（金）までに福祉課へ提出してください。なお、利用申込数が募集定員を超えた場合は、抽選で利用者を決定します。

問合せ 福祉課高齢介護担当 TEL 72-1135

令和3年度 保健師、助産師、看護師、准看護師、歯科衛生士修学資金貸与

町内における看護職等の不足解消を図るため、修学後、町内で保健師、助産師、看護師、准看護師又は歯科衛生士の業務に従事する方に修学資金を貸与します。

- 対象者 保健師、助産師、看護師、准看護師又は歯科衛生士の資格取得のために、学校又は養成所に令和3年度入学する方又は在学中の方
- 貸与額 月額3万円
- 定員 1人 ※希望者が多数の場合は、選定があります。
- 申込み 4月16日（金）までに健康増進課（保健センター内）へお申し込みください。

問合せ 健康増進課 TEL 72-6611

免疫が消失した20歳未満の方へ再予防接種費用助成

骨髄移植等の医療行為を受けた方は、接種済みの定期予防接種で得られた免疫機能を失うことがあります。医師の判断で再予防接種が必要とされた20歳未満の方に再接種費用を助成します。

- 接種対象者 以下の全てに該当する方
 - (1) 骨髄移植等の医療行為により、接種済みの定期予防接種の予防効果が期待できず、再接種が必要と医師により判断されている方
 - (2) 再接種を受ける日において住民票を有する20歳未満の方
- 助成対象者 接種対象者の保護者
- 対象とする予防接種 予防接種法に基づく定期予防接種のうち、接種済みであるもの
- 申請について 該当する方は、母子健康手帳を持参の上、健康増進課（保健センター内）へお越しくください。手続などの詳細について御説明します。

問合せ 健康増進課 TEL 72-6611

ハローワーク求人情報について

毎週月曜日に町ホームページにて「ハローワーク求人情報」を掲載しています。右のQRコードから御覧ください。

また、役場ロビー（1階）のラック及び観光商工課（2階）にも求人情報のチラシを設置していますので、御自由にお持ちください。

※ハローワークの休業日などによっては、月曜日に更新されない場合もあります。



問合せ ハローワーク常陸大宮（常陸大宮公共職業安定所） TEL 0295-52-3185

新庁舎建設に伴う進入路整備 工事現場への立入りについて

現在、北田気地区において「新庁舎建設に伴う進入路工事」を実施しています。

工事現場への立入りは、大変危険ですので御遠慮ください。工事中はもちろん、休工中についても、関係者以外立入禁止です。

工事期間中、近隣の皆さんや町営研修センター利用者の皆さんには、騒音や交通規制等、御不便や御迷惑をお掛けしますが、御理解と御協力をお願いします。

問合せ 総務課新庁舎建設準備室
TEL 76-8011

土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧

令和3年度固定資産税の課税に当たり、土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧を実施します。

縦覧する場合は、本人確認ができるもの（運転免許証等）を御持参ください。

●日時 4月1日（木）～30日（金）

※土日・祝日を除く。

8：30～17：15

●場所 役場1階 税務課

●対象者

- ・大子町固定資産税の納税義務者
- ・納税者から委任された方
（委任状を御持参ください。）

問合せ 税務課町税担当 TEL 72-1116

マイナンバーカード及びマイナポイントの申請について

マイナンバーカードをお持ちでない方へ、地方公共団体情報システム機構（J-LIS※）から、マイナンバーカード交付申請書を順次発送しています。

交付申請書の右下には、オンライン申請が可能なQRコードが記載されています。このQRコードをスマートフォンやタブレット端末で読み取り、メールアドレス、メール連絡用氏名、顔写真データ及び生年月日を登録するだけで、簡単にオンライン申請ができます。

また、町民課窓口では、御家庭で申請ができない方向けに、顔写真撮影（無料）を含む申請サポートを行っています。受付時間は、平日午前8時30分から午後5時15分まで（水曜日は午後7時まで）です。さらに平日来庁できない方向けに、毎月第2日曜日の午前9時から正午まで平日同様のサポートを行っています。

令和3年3月末日までにマイナンバーカードを申請すると、マイナポイントの申込みができます。ぜひこの機会に申請をしましょう。

※地方公共団体情報システム機構（J-LIS）は、全国の都道府県・市区町村が共同して運営する組織です。

●マイナポイントとは

マイナンバーカードを使用して予約・申込みを行い、選択したキャッシュレス決済サービスでチャージやお買い物をすると、利用金額の25%分（上限5,000円分）のポイントがもらえる仕組みです。

●その他

初めてマイナンバーカードを申請する方は、交付手数料は無料です。マイナンバーカードの即日交付はできません。申請から交付まで3週間～1か月程度かかります。

問合せ <マイナンバーカードについて> 町民課町民担当 Tel 72-1112
<マイナポイントについて> まちづくり課 Tel 72-1131

心配ごと相談の終了について

社会福祉協議会では、文化福祉会館「まいん」で毎月第1、第3水曜日に、相談員による心配ごと相談を行ってきました。しかし、専門的な相談窓口が整備されていることから、相談日を設けての心配ごと相談は、3月末で終了します。

4月からは、日常生活における困りごとや悩みごとの相談は、社会福祉協議会の職員が相談を受け、必要に応じ関係機関につなぐ総合相談支援を行います。

また、以下のような専門相談窓口もありますので、御利用ください。

・日常生活の困りごと	社会福祉協議会	72-2005
・高齢者の総合相談	地域包括支援センター	72-1175
・障がいや生活保護に関する相談	福祉課	72-1117
・消費者トラブル	大子町消費生活センター（観光商工課内）	72-1124
・不安や悩み等こと	こころの相談（健康増進課）	72-6611

問合せ 社会福祉協議会 Tel 72-2005 地域包括支援センター Tel 72-1175

大子町在宅介護支援センター終了

社会福祉法人清和会内に設置されている在宅介護支援センターは、高齢者及びその家族からの介護相談対応を行ってきましたが、高齢者の総合相談窓口として地域包括支援センターが整備されていることから、3月末で終了することになりました。

4月からは、地域包括支援センターが引き続き介護相談を受け付けますので、御利用ください。

問合せ 地域包括支援センター
Tel 72-1175

春季における年次有給休暇の取得促進

新型コロナウイルス感染症対策として、新しい生活様式が求められています。新しい働き方、休み方を実践するためには、計画的な業務運営や休暇の分散化にも資する年次有給休暇の計画的付与制度や、労働者の様々な事情に応えた柔軟な働き方、休み方に資する時間単位の年次有給休暇制度の導入が効果的です。

問合せ 茨城労働局雇用環境・均等室
Tel 029-277-8295

令和3年度 だいが健康アドバイザーによる健康教室

だいが健康アドバイザーとは、町民の方が生活習慣病や介護予防のための食生活や運動を積極的に行えるように支援するボランティアの方です。

健康教室では、生活習慣病や介護予防のための食事アドバイスや楽しい健康体操を行います。

●文化福祉会館「まいん」での健康教室

▽開催日

4月12日・26日、5月10日・24日、6月7日・21日、7月5日・12日、8月30日、9月6日・27日、10月4日・25日、11月8日・22日、12月6日・20日、1月17日・31日、2月7日・21日、3月28日（全て月曜日）

▽時間 13:30～15:00

▽内容 食事の話、ストレッチ、体操、レクリエーション

●各地区での健康教室

▽開催日

・下小川コミュニティセンター

4月23日、5月21日、6月25日、7月30日、8月27日、9月24日、10月22日、11月26日、12月24日、1月28日、2月25日、3月25日（全て金曜日）

・山田集会所

4月8日、5月6日、6月3日、7月1日、9月2日、10月7日・21日、11月4日、12月2日、1月6日、2月3日、3月3日（全て木曜日）

・黒沢コミュニティセンター

4月16日、6月11日、9月10日、10月8日、12月10日、2月18日（全て金曜日）

・生瀬コミュニティセンター

6月14日、9月13日、10月18日、12月13日（全て月曜日）

・前冥賀集会所

5月19日、9月15日、11月17日、2月16日（全て水曜日）

▽時間 10:00～11:30

▽内容 食事の話、健康体操、レクリエーション

●対象者 健康づくりに興味のある方（年齢は問いません。）

●用意するもの 上履き、運動しやすい服装、水などの飲み物

●参加費 無料 ※参加を希望する方は、当日会場へお越しください。

●その他 感染対策のため、マスク着用、手指消毒、検温実施に御協力ください。

※随時参加できます。内容は毎回違いますので、ぜひ参加してください！天候などにより中止・変更になる場合もあります。

※新型コロナウイルスの感染状況により日程が中止・変更になる可能性があります。

問合せ 健康増進課 Tel 72-6611

大子町の放射線量測定情報

放射線モニタリング情報（空間線量の測定結果）

1時間当たりの空間放射線量【マイクロシーベルト（ μSv ）】 観測場所：大子町役場

観測日・観測時間	観測値（ $\mu\text{Sv}/\text{h}$ ）
2月 1日正午	0.051
2月15日正午	0.054
2月28日正午	0.050

※原子力規制庁提供情報

●参 考

一般の人の年間追加被ばく量は、 1mSv （ミリシーベルト）と基準があり、毎時当たりの空間線量率に換算すると、「 $0.23\mu\text{Sv}/\text{h}$ 」が国（環境省）が定める基準となります。

この数値の環境下で1年間過ごした場合に、 1mSv に到達することになります。

問合せ 総務課総務担当 Tel 72-1114

町営住宅入居者募集

●募集住宅

住宅名	所在地	構造	間取り	戸数	建設年	種別
北田気第二	北田気166	RC造 3階建	3DK	3戸	S62年, S63年	町営
	<設備>瞬間湯沸器, バランス釜, 浴槽, 水洗トイレ, バス・トイレ別, 追い焚き, 駐車場2台, 共同合併浄化槽, 共同TVアンテナ					
えのき台住宅 (子育て支援)	矢田225	木造平屋	2LDK	1戸	H20年	子育て町営
	<設備>ガスコンロ, ガス給湯器, 水洗トイレ, バス・トイレ別, シャワー, 追い焚き, 駐車スペース, 照明器具, TVアンテナ持込(残置物あり)					
アメニティ 本町	大子999-7	RC5階建	2DK	1戸	H15年	特定町営
	<設備>ガス給湯器, IHコンロ, 水洗トイレ, バス・トイレ別, シャワー, 追い焚き, 駐車場1台, 共同合併浄化槽, BS共同TVアンテナ, 倉庫, エレベーター					

●入居資格

※入居の際は、連帯保証人が2人必要です。

※所得月額 = (世帯の所得金額 - 同居者及び別居扶養人数 × 3.8万円) ÷ 12月

「所得金額」とは、給与の源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」欄に記載されている金額、確定申告書の所得金額の合計欄の金額又は市町村長が発行する所得が分かる証明書の所得金額の合計欄の金額です。「世帯の所得金額」は、世帯全員の「所得金額」を合算した額です。

- ・市町村税等(水道料金を含む。)を滞納していない方で、住宅に困っている方
- ・暴力団員でない方

▽町営住宅：北田気第二住宅、えのき台住宅

…住宅に困窮している低所得者世帯に低廉な家賃で賃貸する住宅

- ・所得月額が158,000円以下(高齢者、障害者は214,000円以下)の方
- ・同居する又は同居しようとする親族がいる方(高齢者及び障害者は除く。)

▽特定町営：アメニティ本町

…中堅書所得者世帯に対して優良な賃貸住宅を供給するため、町が定額家賃で賃貸する住宅

- ・所得月額が158,001円以上487,000円以下の方
- ・同居する又は同居しようとする親族がいる方

●月額家賃

▽北田気第二住宅

入居者の所得及び町営住宅の立地条件、規模等の便益に応じた家賃となり、毎年算出されます。

所得月額	北田気第二住宅
0円～104,000円	17,500・18,500円
104,001円～123,000円	20,100・21,300円
123,001円～139,000円	23,000・24,400円
139,001円～158,000円	26,000・27,500円

※18歳未満の扶養する児童等により家賃が減額されます(1人：10%，2人：15%，3人以上：20%)。

▽えのき台住宅

所得月額	えのき台住宅
0円～104,000円	25,700円
104,001円～123,000円	29,700円
123,001円～139,000円	34,000円
139,001円～158,000円	38,300円

※18歳未満の扶養する児童等により家賃が減額されます(1人：1万円，2人：1万5千円，3人以上：2万円)

▽アメニティ本町
49,000円

※18歳未満の扶養する児童等により家賃が減額されます(1人:10%, 2人:15%, 3人以上:20%)

- 共益費(月額)** 2,500円(北田気第二住宅), 3,600円(アメニティ本町)
- 敷金** 家賃の3か月分
- 申込み** 4月23日(金)までに建設課へお申し込みください(申込書は建設課にあります)。募集締め切り後,入居資格審査の上,町営住宅入居選考委員会等により入居予定者を決定します。
- 入居時期** 5月下旬予定(契約書等の必要書類を提出後,決定します。書類提出や選考委員会の有無によって入居時期は前後する場合があります。)
- その他**
 - ・入居を希望する方は,当住宅の建設に至る政策目標などから,入居後,地域の方との交流や行事への積極的参加,学区内学校への通学等に御理解をお願いします。
 - ・住宅は使用に差し支えない程度の修繕はしてありますが,しみや傷等が残っていることがありますので,あらかじめ御了承ください。
 - ・住宅により,網戸,TVアンテナは入居者の持込みになります。また,TV受信ブースターが必要な場合があります。
 - ・新型コロナウイルス感染症拡大等の影響による休職や離職,退職等により収入が著しく減少し,住宅に困っている方は御相談ください。また,入居中の方で収入が著しく減少した場合は家賃額の変更認定を申請することができます。

問合せ 建設課 Tel72-2611

注意!あなたの土地が狙われています!

「一時的に資材置場として貸してほしい」「良い土で土地を埋めてあげます」などと,うまい話を持ちかけられ,安易に同意してしまった結果,廃棄物を不法投棄されたり,無許可で建設残土を埋め立てられたりする事例が発生しています。これらの責任や処理費用の負担は,行為者だけでなく,土地所有者に及ぶこともあります。

不法投棄,野焼き又は不適正な残土埋立てを発見した場合は,直ちに専用ダイヤル「不法投棄110番」まで通報をお願いします。

※不法投棄・野焼きを見つけたら不法投棄110番(0120-5^{いつもみんなでむらなく}3^{みはれ}6-380)へ
受付時間は平日の午前8時30分から午後5時15分までです。受付時間外は最寄りの警察署まで。

問合せ 生活環境課 Tel76-8802

野外焼却は原則禁止されています

「野外焼却(野焼き)」することは,「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」において原則禁止されています。周囲にお住まいの方々に「悪臭がする」,「洗濯物が汚れる」などの苦情や被害を及ぼすこともあるほか,ダイオキシン類や塩化水素等の有害物質の発生源となって,人体への影響や環境汚染の原因になるからです。また,火災につながる危険性も大いにあるため,野外での焼却はやめましょう。

なお,一般的な焼却炉(簡易焼却炉,ドラム缶など)では,適正な基準を満たしていませんので使用は控えてください。不法な廃棄物の焼却については,直接罰を伴う規定があり,違反した場合は,非常に重い罰則を科される場合があります。

野焼き・不法投棄を見かけたら「不法投棄110番」へ通報を!

フリーダイヤル 0120-5^{いつもみんなでむらなく}3^{みはれ}6-380(休日・夜間は,警察署へ通報してください。)

問合せ 生活環境課 Tel76-8802

無料法律相談会

大子町消費生活センターでは、毎月1回、法律の専門家による無料法律相談会を開催しています。消費者問題だけでなく、相続、離婚や隣近所とのトラブルなどについて、法律の専門家がお答えします。

- 相談員 山口 康夫 氏（前国土館大学法学部教授）
- 日時 4月22日（木）10：00～15：00（正午～13：00を除く。）
※相談は1件当たり1時間程度です。 ※日時は変更になる場合があります。
- 場所 役場会議室 ※個別に御案内します。
- 定員 4人（要予約・先着順）
- その他 既に弁護士に依頼している案件、係争中や同一案件の繰り返し利用は御遠慮ください。
- 申込み 4月14日（水）から4月21日（水）までの9：00～16：00（正午～13：00を除く。）に大子町消費生活センターへ電話でお申し込みください。

問合せ 大子町消費生活センター Tel 72-1124

放射性物質測定結果

町では、町民の皆さんの安心と安全のため、放射能測定機（ベクレルモニター）を導入し、町内で生産及び採取された農畜林水産物のうち、町民の方から申請のあったものについて測定を行っています。2月に測定した試料の件数及び検出した放射性物質の最低値、最高値をお知らせします。

測定試料名	件数	採取場所（大字）	セシウム合算（Bq/kg）	ヨウ素 131（Bq/kg）
イノシシ肉	3	浅川，池田，高柴	検出せず	検出せず
ふきのとう	2	浅川，山田	検出せず	検出せず

※イノシシ肉、こしあぶら及び野生きのこについては、国から出荷制限指示が出ているため、販売や譲渡ができません。

※一般食品の基準値は100Bq/kgです。

※過去の検査結果は、町ホームページに掲載しています。

<http://www.town.daigo.ibaraki.jp/page/page002557.html>

問合せ 農林課農政担当 Tel 72-1128

森林の土地所有者の変更届について

個人、法人によらず、売買契約、相続、贈与等により森林の土地を新たに取得した場合、所有者となった日から90日以内に、事後の届出として「森林の土地の所有者届出」を農林課に提出する必要があります。

また、茨城県知事が指定する「水源地域」内の森林について、所有権等の移転等に係る契約（相続を除く。）を行おうとする場合は、契約予定日の30日前までに「土地の所有権等の移転等（変更）届出書」を県北農林事務所に提出する必要があります。

問合せ 農林課林政担当 Tel 76-8110
大子林業指導所 Tel 72-1565

森林の伐造届出について

森林の立木を伐採するときは、事前に「伐採及び伐採後の造林の届出書」を、また、伐採後の造林が完了したときは「伐採及び伐採後の造林に係る森林の状況報告書」を農林課に提出する必要があります。

自身が所有する山の伐採でも届出の提出が森林法で義務付けられていますので御注意ください。

問合せ 農林課林政担当 Tel 76-8110